

一般社団法人 日本環境化学会選挙管理委員会規程

(総則)

第1条 一般社団法人日本環境化学会の理事、監事、評議員候補者選挙に関する事務を行うため、一般社団法人日本環境化学会選挙管理委員会（以下、「選挙管理委員会」という。）を置く。

(選挙管理委員会の組織)

第2条 選挙管理委員会は理事会で承認された3名からなる委員会をもって組織する。

- 2 選挙管理委員会は正会員の中から会長が委嘱する。
- 3 委員長は委員の互選により選出する。
- 4 委員長は委員会を代表し、その議長となる。

(任期)

第3条 選挙管理委員の任期は、2年とする。

(選挙管理委員会の権限)

第4条 選挙管理委員会は、選挙に関する次の事務を管理する。

- (1) 選挙人名簿の管理
- (2) 選挙の告知
- (3) 投票及び開票の管理
- (4) 当選者の決定と告知
- (5) その他、選挙に関する事務

(規程の改廃)

第5条 本規程は理事会の議決により改定することができる。

付則

1. 本規程は平成22年12月1日より施行する。